

## 第1節 計画作成の趣旨

### 1 計画の目的

この計画は、市民生活に甚大な被害を及ぼすおそれのある大規模な風水害に備え、対処するため、平成7年の梅雨前線豪雨災害や、平成18年7月豪雨災害などの過去の大規模な災害の経験を教訓に、近年の社会構造の変化を踏まえ、東御市、県、公共機関、事業者及び市民が相互に協力し、総合的かつ計画的な防災対策を推進することにより、かけがえのない市民の生命、身体及び財産を風水害から保護することを目的とする。

### 2 計画の性格

この計画は、災害対策基本法第42条に基づき、東御市防災会議が作成する「東御市地域防災計画」の「風水害対策編」として、大規模な風水害に対処すべき事項を中心に定める。

### 3 計画の推進及び修正

この計画は、防災に係る基本的事項等を定めるものであり、各機関はこれに基づき実践的細部計画等を定め、その具体的推進に努める。

また、防災に関する学術的研究の成果や発生した災害の状況等に関する検討と併せ、その時々における防災上の重要課題を把握し、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要に応じて修正を加え、本計画に的確に反映させていく。

## 第2節 防災の基本理念及び施策の概要

東御市北側の山間地は急峻な地形であり、南側山間地は台地で脆弱な地形を有するという自然的条件と近年の都市化、高齢化、情報化等社会構造の変化に対応した防災対策を講じる必要がある。

### 1 防災対策を行うにあたっては、次の事項を基本とし、東御市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、その他関係機関及び市民がそれぞれの役割を認識しつつ一体となって最善の対策をとる。

特に、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせることで災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめるよう、対策の一層の充実を図る。

#### (1) 周到かつ十分な災害予防

ア 災害予防段階における基本理念は以下のとおりである。

(ア) 災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限りすすめ、ハード・ソフトを組み合わせることで一体的な災害対策を推進する。

(イ) 最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定するとともに、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図ることとする。

イ 災害予防段階における施策の概要は以下のとおりである。

(ア) 災害に強い市づくり、まちづくりを実現するための、主要交通・通信機能の強化、避難路の整備等地震に強い都市構造の形成、学校、医療施設等の公共施設や住宅等の建築物の安全化、代替施設の整備等によるライフライン施設等の機能の確保策を講じる。

(イ) 事故災害を予防するため、事業者や施設管理者による情報収集・連絡体制の構築、施設・設

備の保守・整備等安全対策の充実を図る。

- (ウ) 市民の防災活動を促進するため、防災教育等による住民への防災思想・防災知識の普及、防災訓練の実施等を行う。併せて、自主防災組織等の育成強化、防災ボランティア活動の環境整備、事業継続体制の構築等企業防災の促進、災害教訓の伝承により市民の防災活動の環境を整備する。
- (エ) 防災に関する研究及び観測等を推進するため、防災に関する基本的なデータの集積、工学的、社会的分野の研究を含めた防災に関する研究の推進、予測・観測の充実・強化を図る。また、これらの成果の情報提供及び防災施策への活用を図る。
- (オ) 発災時の災害応急対策、その後の災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うため、災害応急活動体制や情報伝達体制の整備、施設・設備・資機材等の整備・充実を図るとともに、必要とされる食料・飲料水等を備蓄する。また、関係機関が連携した実践的な訓練や計画的かつ継続的な研修を実施する。

## (2) 迅速かつ円滑な災害応急対策

ア 災害応急段階における基本理念は以下のとおりである。

- (ア) 発災直後は、可能な限り被害規模を早急に把握するとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。
- (イ) 被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障がい者、児童、乳幼児、妊産婦、傷病者、外国籍市民、外国人旅行者など特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障がいの有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。

イ 災害応急段階における施策の概要は以下のとおりである。なお、災害応急段階においては、関係機関は、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮する。

- (ア) 災害発生の兆候が把握された際には、警報等の伝達、住民の避難誘導及び所管施設の緊急点検等の災害未然防止活動を行う。
- (イ) 発災直後においては、被害規模を早期に把握するとともに、災害情報の迅速な収集及び伝達、通信手段の確保、災害応急対策を総合的、効果的に行うための関係機関等の活動体制及び大規模災害時における広域的な応援体制を確立する。
- (ウ) 被災者に対する救助・救急活動、負傷者に対する迅速かつ適切な医療活動、消火活動を行う。
- (エ) 円滑な救助・救急、医療及び消火活動等を支え、また被災者に緊急物資を供給するため、交通規制、施設の応急復旧、障害物除去等により交通を確保し、優先度を考慮した緊急輸送を行う。
- (オ) 被災状況に応じ、指定避難所の開設、応急仮設住宅等の提供、広域的避難収容活動を行う。
- (カ) 被災者等への的確かつ分かりやすい情報を速やかに公表・伝達するとともに、相談窓口の設置等により住民等からの問い合わせに対応する。
- (キ) 被災者の生活維持に必要な食料・飲料水及び生活必需品等を調達し、被災地のニーズに応じて供給する。
- (ク) 指定避難所等で生活する被災者の健康状態の把握等のために必要な活動を行うとともに、仮設トイレの設置等被災地域の保健衛生活動、防疫活動を行う。また、迅速な遺体対策を行う。
- (ケ) 防犯活動等による社会秩序の維持のための施策の実施を行うとともに、物価の安定・物資の安定供給のための監視・指導等を行う。
- (コ) 応急対策を実施するための通信施設の応急復旧、二次災害を防止するための土砂災害等の危険のある箇所の応急工事、被災者の生活確保のためのイフライン等の施設・設備の応急復旧を行う。二次災害の防止策については、危険性を見極め、必要に応じた住民の避難及び応急対策

を行う。

(サ) ボランティア、義援物資・義援金を適切に受け入れる。

(3) 適切かつ速やかな災害復旧・復興

ア 災害復旧・復興段階における基本理念は以下のとおりである。

(ア) 発災後は、速やかに施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより被災地の復興を図る。

イ 災害復旧・復興段階における施策の概要は以下のとおりである。

(ア) 被災の状況や被災地域の特性等を勘案し、被災地域の復旧・復興の基本方向を早急に決定し、事業を計画的に推進する。

(イ) 物資、資材の調達計画等を活用して、迅速かつ円滑に被災施設の迅速な復旧を行う。

(ウ) 災害により生じた廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）の広域処理を含めた処分方法の確立と、計画的な収集、運搬及び処理により、適正かつ迅速に廃棄物を処理する。

(エ) 再度災害の防止とより快適な都市環境を目指して、防災まちづくりを実施する。

(オ) 被災者に対する資金援助、住宅確保、雇用確保等による自立的生活再建を支援する。

(カ) 被災中小企業の復興等、地域の自立的发展に向けて経済復興を支援する。

ウ 市、県、防災関係機関は、互いに連携をとりつつ、これら災害対策の基本的事項について推進を図るとともに、防災機関間、住民等の間、住民等と行政の間で防災情報が共有できるように必要な措置をとる。

2 市、県、防災関係機関は、緊密な連携のもとに、人命の安全を第一に、次の事項を基本とし、必要な措置をとる。

(1) 要配慮者を含めた多くの住民の地域防災活動への参画

(2) 地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災会議の委員への任命など、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制を確立

3 市民は、「自らの命は自らが守る」との認識のもと、地域、職場、家庭等においてお互いに協力しあい、災害時を念頭においた防災対策を平常時からとるものとする。

4 どこでも起こりうる災害による災害時の被害を最小化し、安全・安心を確保するためには、行政による公助はもとより、個々人の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が必要であり、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して日常的に減災のための行動と投資を息長く行う運動を展開するものとする。また、その推進に当たっては、時機に応じた重点課題を設定する実施方針を定めるとともに、関係機関等の連携の強化を図る。

### 第3節 防災をめぐる社会構造の変化と対応

近年の都市化、高齢化、国際化、情報化等社会構造の変化により災害脆弱性の高まりがみられるが、県及び東御市は、これらの変化に十分配慮しつつ防災対策を推進する。とりわけ、次に掲げるような変化については、十分な対応を図ることとする。

・住民意識及び生活環境の変化として、近隣扶助の意識の低下が見られるため、コミュニティ、自主防災組織等の強化が必要である。さらに、障がい者、高齢者等の要配慮者や女性の参画を含めた多くの住民参加による定期的防災訓練、防災思想の徹底を図る必要がある。

## 第4節 防災上重要な機関の実施責任と

## 処理すべき事務又は業務の大綱

## 第1 実施責任

## 1 市

市は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、市の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を保護するために指定地方行政機関、指定公共機関等及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

## 2 県

県は、市町村を包括する広域的な地方公共団体として、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務を助け、かつ、その総合調整を行う。

## 3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、市の活動が円滑に行われるよう勧告、指導助言等の措置をとる。

## 4 指定公共機関及び指定地方公共機関等

指定公共機関及び指定地方公共機関等は、その業務の公共性又は公益性に鑑み自ら防災活動を実施するとともに、市の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

## 第2 処理すべき事務又は業務の大綱

## 1 市

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
東御市	(1) 東御市防災会議に関する事。 (2) 防災施設の新設、改良及び復旧に関する事。 (3) 水防その他の応急措置に関する事。 (4) 市内の災害に関する情報の伝達、収集及び被害調査に関する事。 (5) 被災者に対する救助及び救護措置に関する事。 (6) 災害時における保健衛生、文教及び交通対策に関する事。 (7) その他市の所掌事務についての防災対策に関する事。 (8) 市内における公共的団体及び自主防災組織の育成指導に関する事。

## 2 県

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
長野県	(1) 長野県防災会議に関する事。 (2) 防災施設の新設、改良及び復旧に関する事。 (3) 水防その他の応急措置に関する事。 (4) 県地域の災害に関する情報の伝達、収集及び被害調査に関する事。 (5) 被災者に対する救助及び救護措置に関する事。

	<p>(6) 災害時における保健衛生、文教、治安及び交通対策に関すること。</p> <p>(7) その他県の所掌事務についての防災対策に関すること。</p> <p>(8) 市町村及び指定地方公共機関の災害事務又は業務の実施についての救助及び調整に関すること。</p> <p>(9) 自衛隊の災害派遣要請・撤収に関すること。</p>
--	---

## 3 指定地方行政機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
(1) 関東管区警察局	<p>ア 管区内各県警察の実施する災害警備活動の連絡調整に関すること。</p> <p>イ 他管区警察局及び管区内防災関係機関との連携に関すること。</p> <p>ウ 警察通信施設の整備及び防護並びに警察通信統制に関すること。</p> <p>エ 災害時における管区内各県警察の相互援助の調整に関すること。</p>
(2) 関東財務局 (長野財務事務所)	<p>ア 地方公共団体に対する資金の融通のあっせんに関すること。</p> <p>イ 災害時における金融機関の緊急措置の指示に関すること。</p>
(3) 関東信越厚生局	<p>ア 管内の災害状況の情報収集及び通報に関すること。</p> <p>イ 関係機関との連絡調整に関すること。</p>
(4) 関東農政局 (長野支局)	<p>ア 災害予防対策</p> <p>(ア) ダム、堤防、ひ門等の防災上重要な施設の点検整備等の実施又は指導に関すること。</p> <p>(イ) 農地、農業用施設等を防護するため、防災ダム、ため池、土砂崩壊防止、農業用河川工作物、湛水防除、農地浸食防止等の施設の整備に関すること。</p> <p>イ 応急対策</p> <p>(ア) 農業に関する被害状況の取りまとめ及び報告に関すること。</p> <p>(イ) 災害時における種もみ、その他営農資材の確保に関すること。</p> <p>(ウ) 災害時における生鮮食料品等の供給に関すること。</p> <p>(エ) 災害時における農作物、蚕、家畜等に係る管理指導及び病虫害の防除に関すること。</p> <p>(オ) 土地改良機械及び技術者等の把握、緊急貸出及び動員に関すること。</p> <p>ウ 復旧対策</p> <p>(ア) 災害発生後はできる限り速やかに査定を実施し、農地、農業用施設等について特に必要がある場合の緊急査定の実施に関すること。</p> <p>(イ) 災害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関すること。</p>
(5) 中部森林管理局 (信州上小森林組合)	<p>ア 国土保全に直接資する治山事業の充実及び保安林の整備、管理の適正化に関すること。</p> <p>イ 林野火災の予防及び発生時の応急措置に関すること。</p> <p>ウ 災害応急対策用材の供給に関すること。</p>
(6) 関東経済産業局	<p>ア 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保に関すること。</p> <p>イ 被災商工鉱業者の業務の正常な運営の確保に関すること。</p> <p>ウ 被災中小企業の振興に関すること。</p>
(7) 中部経済産業局	電気の供給の確保に必要な指導に関すること。
(8) 関東東北産業保安 監督部	ア 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、ガスなど危険物等の保安に関すること。

	イ 鉦山における災害防止及び災害時の応急対策に関すること。
(9) 中部近畿産業保安 監督部	電気の保安に関すること。
(10) 北陸信越運輸局	災害時における船舶、鉄道及び自動車による輸送のあつせん並びに船舶及び自動車による輸送の確保に関すること。
(11) 東京航空局 (東京空港事務所 松本空港出張所)	ア 災害時における航空機による輸送に関し、安全を確保するために必要な措置に関すること。 イ 遭難航空機の捜索及び救助に関すること。 ウ 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関すること。
(12) 東京管区气象台 (長野地方气象台)	ア 気象等の観測及びその成果の収集、発表 イ 気象等の予報・警報等の発表、伝達及び解説 ウ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備 エ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言 オ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発
(13) 信越総合通信局	ア 災害時における通信・放送の確保に関すること。 イ 非常通信に関すること。 ウ 非常災害時における臨時災害放送局の開局等の臨機の措置に関すること。 エ 通信機器及び移動電源車の貸出に関すること。
(14) 長野労働局	ア 事業場における産業災害の防止に関すること。 イ 事業場における自主的防災体制の確立に関すること。
(15) 関東地方整備局、 北陸地方整備局 中部地方整備局 (長野国道事務所上 田出張所、千曲川河 川事務所)	ア 災害予防 (ア) 応急復旧用資機材の備蓄の推進 (イ) 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施 (ウ) 関係機関との連携による災害に強い地域づくり計画の策定 イ 応急・復旧 (ア) 応急活動のための体制の整備及び所掌事務の実施 (イ) 防災関係機関との連携による応急対策の実施 (ウ) 路上障害物の除去等による緊急輸送道路の確保 (エ) 所管施設の緊急点検の実施 (オ) 緊急を要すると認められる場合の申し合わせに基づく自主的な応急対策の実施
(16) 中部地方環境事務 所	ア 有害物質の漏洩及び石綿の飛散防止に関すること。 イ 災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進に関すること。
(17) 関東地方測量部	ア 災害時等における地理空間情報の整備・提供に関すること。 イ 復旧・復興のための公共測量の指導・助言に関すること。

## 4 自衛隊

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
陸上自衛隊 第13普通科連隊	(1) 災害時における人命又は財産の保護のための応急救援活動に関すること。 (2) 災害時における応急復旧活動に関すること。

## 5 指定公共機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
-------	----------------

(1) 日本郵便(株) 信越支社	ア 災害時における郵便業務の確保、郵便業務に係る災害対策特別事務取扱い及び援護対策等に関する事。 イ 災害時における窓口業務の確保に関する事。
(2) JR 会社	東日本旅客鉄道(株)（長野支社） ア 鉄道施設の防災に関する事。 イ 災害時における避難者の輸送に関する事。
(3) 日本貨物鉄道(株) （関東支社長野支店）	災害時における鉄道貨物による救助物資等の輸送の協力に関する事。
(4) 電気通信事業者	（東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)） ア 電気通信設備の保全に関する事。 イ 災害非常通話の確保及び気象通報の伝達に関する事。
(5) 日本銀行 （松本支店）	ア 金融機関の支払いに対する現金の準備に関する事。 イ 損傷通貨の引換えに関する事。
(6) 日本赤十字社 長野県支部	ア 医療、助産等救助、救護に関する事。 イ 災害救助等の奉仕者の連絡調整に関する事。 ウ 義援金の募集に関する事。
(7) 国立病院機構 （関東信越ブロック）	医療、助産等救助、救護に関する事。
(8) 日本放送協会 （長野放送局）	地震情報等広報に関する事。
(9) 日本通運(株) （長野支店）	災害時における、貨物自動車による救援物資等の輸送の協力に関する事。
(10) 電力会社	（中部電力(株)、東京電力ホールディングス(株)） ア 電力施設の保全、保安に関する事。 イ 電力の供給に関する事。
(11) 東日本高速道路(株)	上信越自動車道の防災に関する事。

## 6 指定地方公共機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
(1) 土地改良区	ア ため池及び用水路等の防災に関する事。 イ 排水機場の改良及び復旧に関する事。
(2) ガス会社	（上田ガス(株)、帝石パイプライン(株)、長野都市ガス(株)） ア ガス施設の保全、保安に関する事。 イ ガスの供給に関する事。
(3) (株)しなの鉄道	災害時における鉄道車両による救助物資及び避難者等の輸送の協力に関する事。
(4) 千曲バス(株)	災害時における路線バスによる避難者の輸送の協力に関する事。
(5) (公社)長野県トラック協会	災害時における貨物自動車による救助物資等の輸送の協力に関する事。
(6) 放送事業者	（信越放送(株)、(株)長野放送、(株)テレビ信州、長野朝日放送(株)、長野エフエム放送(株)、(株)上田ケーブルテレビジョン） 気象予報及び警報、災害情報等広報に関する事。
(7) 長野県情報ネットワーク協会	気象予報及び警報、災害情報等広報に関する事。
(8) 医師会、歯科医師会、	災害時における医療、助産等救護活動の実施に関する事。

看護協会	
(9) 薬剤師会	災害時における救護活動に必要な医薬品等の提供に関する事。
(10) (一社)長野県LPガス協会	液化石油ガスの安全に関する事。
(11) (一社)長野県建設業協会	災害時における公共施設の応急対策業務の協力に関する事。
(12) (社福)長野県社会福祉協議会	災害ボランティア等に関する事。 災害派遣福祉チームに関する事。

## 7 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
(1) JA信州うえだ農業協同組合 JA佐久浅間農業協同組合	ア 市が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関する事。 イ 農作物の災害応急対策の指導に関する事。 ウ 被災農家に対する融資、あっせんに関する事。 エ 農業生産資材及び農家生活資材の確保、あっせんに関する事。 オ 農産物の需給調整に関する事。
(2) 森林組合 信州上小森林組合 佐久森林組合	ア 市が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関する事。 イ 被災組合員に対する融資、あっせんに関する事。 ウ 木材の供給と物資のあっせんに関する事。
(3) 漁業協同組合 上小漁業組合	ア 市が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関する事。 イ 被災組合員に対する融資、あっせんに関する事。 ウ 漁船、共同施設の災害応急対策及びその復旧に関する事。
(4) 商工会、商工業関係団体 東御市商工会	ア 市が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関する事。 イ 被災組合員の融資、あっせんの協力に関する事。 ウ 災害時における物価安定の協力に関する事。 エ 救助物資、復旧資材の確保、あっせんの協力に関する事。
(5) 病院等医療施設の管理者	ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関する事。 イ 災害時における入院者の保護及び誘導に関する事。 ウ 災害時における病人等の収容及び保護に関する事。 エ 災害時における被災負傷者の治療及び助産に関する事。
(6) 社会福祉施設の管理者	ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関する事。 イ 災害時における利用者・入所者の保護及び誘導に関する事。
(7) 金融機関	被災事業者等に対する資金融資に関する事。
(8) 学校法人 成田会 長野救命医療専門学校	ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関する事。 イ 災害時における教育対策に関する事。 ウ 被災施設の災害復旧に関する事。
(9) 危険物施設及び高压ガス施設の管理者	ア 安全管理の徹底に関する事。 イ 防護施設の整備に関する事。
(10) 自主防災組織	ア 市が行う災害応急対策の協力に関する事。
(11) 東御市社会福祉協議会	災害ボランティアに関する事。
(12) その他 (株)エフエムとうみ	天気予報及び気象警報・注意報その他、災害情報等広報に関する事。



## 第5節 東御市の概要

### 第1 自然的条件

#### 1 位置

東御市は、長野県の東部に位置し、東西 10.1 k m、南北 23.3 k m、周囲 80 k m、総面積 112.3 k m<sup>2</sup>で、市役所の所在地は

東経 138 度 20 分

北緯 36 度 21 分

標高 533m の地点で、市の中央に位置する。

北御牧総合支所は

東経 138 度 20 分

北緯 36 度 19 分

標高 520m の地点で、市の南側に位置する。

東は小諸市に、南は佐久市と立科町に、西は上田市に、北は群馬県嬭恋村と接している。

#### 2 地勢

市の北部は上信越高原国立公園となっており、浅間連峰の三方ヶ峰（2,040m）等の連山を背に南面の緩やかな傾斜を形成し、市の中央部を千曲川が東西に通過している。また、南部に八重原台地、東部に御牧原台地があり変化に富んだ地形である。集落は海拔 480 メートルから 1,100 メートルの範囲に形成されている。

#### 3 地質

北側は第 4 紀の火山噴出物と第 3 紀の堆積物が大部分を占め、集落地の傾斜度は 4 から 6 度であり山間地は 15 度以上で風化侵食に弱い地域が広範囲を占め流出土砂が著しく、川沿地帯は沖積層砂質壤土が主で水害による侵食に弱い箇所が分布しているので治山対策が必要である。御牧原台地、八重原台地共洪積層殖土で粘土質が強く下層土も重粘土化されている。

#### 4 気象

東御市の気候は、気温は平均摂氏 11 度（午前 9 時）で内陸性気候の特色である昼夜の気温の高低、夏冬の気温の較差が大きく、降水量は寡雨乾燥性であり、年平均降水量が 800mm～1,000 mm で県下では最寡雨地帯である。しかし、降雨は特に梅雨期と台風期に多く水害が発生している反面干ばつが多いのも特徴であり冬季の降雨等は少ない。

### 第2 社会的条件

#### 1 人口

「平成 16 年の市発足当時の総人口は 32,149 人であったが、平成 18 年をピークに減少傾向にある。

市の人口は、令和 2 年 4 月 1 日現在総人口 29,945 人で、男性 14,825 人、女性 15,120 人である。人口密度は 1 k m<sup>2</sup>当たり 266 人であるが、山林が市の総面積の 46.9 パーセントを占めている。また、広範囲な開発可能地が存在しているが今後は人口減少傾向が続くと予想される。

#### 2 産業

##### (1) 農業

農業については、従業者が減少傾向を示していると同時に、専業農家（2015 年 405 戸）、第

1種兼業農家（2015年125戸）、第2種兼業農家（2015年740戸）とともに減少しており、従業者の高齢化、後継者の確保が課題であるが最近の農業は機械化、省力化の進んだ米作中心になっている。

主要農産物は、果樹、野菜、畜産、水稲、花き、薬用作物等である。

#### (2) 商業

商業については、田中地区を中心に発展しているが、最寄り品主体の小規模経営にとどまっている。商店における販売は増加しているものの依然上田市・佐久平への客の流出が多いものである。また、浅間サンライン沿いに沿道サービス型の商店が進出という新しい動きもあり、商業においても後継者難が問題である。

#### (3) 工業

工業については、事業所数、製造品出荷類等横ばい状態だが、産業に占める割合は依然高いものである。業種別に見ると機械系の加工組立型産業が伸びている傾向で、今後は将来性のある優良企業の誘致を進める。

### 3 交通

当市の東西を通過する国道18号は、延長7,634mあり、市内道路網の大動脈の役割を果たしている。しかし、経済発展に伴い交通量が激増し、機能的にも十分対処できない状況である。一方、主要地方道は、4路線32.5kmであって、地域の産業経済の交流と、地域住民の日常生活に重要な役割を果たしている。特に小諸上田線（浅間サンライン）は国道に次ぐ重要幹線となっている。一般県道3路線は基幹道路として歩道と自動車道の分離をして近代的な道路網を確立する必要がある。また、上信越自動車道、及び東部湯の丸インターチェンジは市の高速交通ネットワークの拠点とするものであり、国道、主要地方道、県道の役割もさらに重要性を増すものである。

### 4 防災をめぐる社会構造の変化と対応

要配慮者の増加が見られるため、防災知識の普及、災害時の情報提供、避難誘導、救護・救済対策等防災の各施策の展開にあたっては、特別な配慮が必要となる。